

令和6（2024）年4月17日

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理計画書提出事業者 様

栃木県環境森林部資源循環推進課長

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書等の提出について（依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業場におかれましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条第9項並びに第12条の2第10項の規定による多量排出事業者に該当したことから「令和5（2023）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理計画書」を提出されましたので、法第12条第10項並びに第12条の2第11項の規定により、当該計画の実施状況について、都道府県知事への報告が義務付けられています。

つきましては、「令和5（2023）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を下記により提出してください。

なお、令和5年度の実績により、引き続き多量排出事業者に該当する場合には、「令和6（2024）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理計画書」を併せて提出してください。

## 記

### 1 報告書等の作成方法、提出方法等

原則、栃木県電子申請システムを利用した電子報告をお願いします。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6158&accessFrom=offerList](https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6158&accessFrom=offerList)

また、報告書及び計画書の作成方法や法定様式については、以下の栃木県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/taryouhoukoku.html>

### 2 提出期限

令和6（2024）年6月30日（日）（※法で定める期日）

### 3 問合せ先

御不明な点がございましたら、貴事業場（建設現場等の場合は、その現場を統括する営業所等）の所在地を管轄する環境森林事務所、小山環境管理事務所又は資源循環推進課までお問合せください。

（裏面の【提出先・問合せ先一覧】を参照）

【提出先・問合せ先一覧】

提出先	所在地・電話番号・メールアドレス	所管区域
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL：0288-23-1000 kensai-ksj@pref.tochigi.lg.jp	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL：0285-81-9002 kento-ksj@pref.tochigi.lg.jp	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0056 大田原市本町2-2828-4 TEL：0287-22-2277 kenhoku-ksj@pref.tochigi.lg.jp	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL：0283-23-4445 kennan-ksj@pref.tochigi.lg.jp	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL：0285-22-4309 oyama-kkj@pref.tochigi.lg.jp	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL：028-623-3098 shinsa-denshin@pref.tochigi.lg.jp	宇都宮市を除く栃木県内の建設 現場等について、その現場を統括 する営業所等の所在地が宇都宮 市又は栃木県外の場合

※ 宇都宮市を除く県内で発生した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の量が基準を超えた場合の提出先になります。宇都宮市内での発生量が基準を超えた場合、別途、宇都宮市廃棄物政策課への提出が必要です。

廃棄物対策担当 担当：築田

TEL 028-623-3098

FAX 028-623-3113

E-mail: shinsa-denshin@pref.tochigi.lg.jp